

人口と世帯数

8月1日現在
前月比
人口 281,752 (-559)
男 139,521 (-339)
女 142,231 (-220)
世帯数 128,082 (-269)
(住民基本台帳による)

大地震にそなえて

総合防災訓練

9月1日 池袋第2小学校で



最近、東海大地震の発生が懸念されていますが、地震の周期説によれば、関東地方においても既に危険期に入っており、いつ起こっても不思議ではないとされています。

このような大地震が発生したとき、被害を最小限に抑えようとするためには、日ごろの災害に対する心構えと訓練の積み重ねが大切です。

本区では、今年も大規模な地震を想定して、9月1日に総合防災訓練を実施します。

この訓練は、区および防災関係機関と、地域の皆さんが一体となって、大地震時における必要な措置の迅速・的確な処理と、機関相互および区民の協力体制の緊密化を図るとともに、防災思想の普及を目的として実施します。

日時：9月1日(土)
午前9時20分
場所：区立池袋第2小学校
(池袋本町1-43の1)

訓練参加地域
池袋本町1-4丁目、池袋1丁目

訓練項目
本部設置および運営、広報、午前、南大塚ホールは午後のみ行います。

※豊島公会堂の午前部については、池袋警察交通少年団鼓笛隊による演奏を行います。

敬老の日を中心に多彩な催し

9月15日の「敬老の日」を記念して、区では今年も老人福祉週間を中心に、お年寄りの方を慰安、激励するため、多彩な催しを行います。

長い間社会のために尽くされ、ご苦労を重ねてこられたお年寄りを敬愛し、その長寿をお祝いするこの催しに、一人でも多くの方が参加されるようお祈りいたします。

敬老大会

豊島公会堂
南大塚ホール

※式典については、豊島公会堂は

区では、お年寄りを慰安、激励するため、社会福祉協議会、老人クラブ連合会と共催で、60歳以上の方にお集まりいただき、豊島公会堂と南大塚ホールの2会場で、敬老大会を開催します。

日時：9月15日(土)
午前の部 9時30分から
午後の部 1時30分から
◇催し物
☆お祝いのことは
☆演奏：曲芸、浪曲、漫才、民謡めぐり、歌謡曲

公衆浴場無料入浴

区内浴場組合のご厚意により、70歳以上の方は、9月15日(土)限り無料で区内の公衆浴場に入浴できます。

入浴する際に、浴場へ70歳以上であることを申し出てください。

はり灸マッサージ

はり灸・マッサージ指圧師会のご協力により、70歳以上の方を対象に、下表の会場で無料奉仕を行います。

会場	日時	対象者
老人福祉センター	9月15日(土) 9時30分～11時	70歳以上
池袋二丁目会館	9月15日(土) 9時30分～11時	70歳以上
南大塚二丁目会館	9月15日(土) 9時30分～11時	70歳以上
高松二丁目会館	9月15日(土) 9時30分～11時	70歳以上
東池袋三丁目会館	9月15日(土) 9時30分～11時	70歳以上
長崎二丁目会館	9月15日(土) 9時30分～11時	70歳以上
厚生会館(こいこい)	9月15日(土) 9時30分～11時	70歳以上

最高齢者区長訪問

9月15日現在で、豊島区に居住している満75歳以上の方(明治37

百歳訪問

区内にお住まいの百歳以上の方を、区長等が訪問し、長寿を祝福し、記念品をお贈りします。

敬老手帳

今年65歳になられた方、なられる方(大正3年1月1日から12月31日まで)に生れた方に、敬老手帳を9月末日までに郵送します。

敬老金

9月15日現在で、豊島区に居住している満75歳以上の方(明治37

喜寿・米寿のお祝い

77歳の喜寿、88歳の米寿を迎えられた方をお祝いし、地域敬老会の席上で、区から記念品をお贈りします。

地域敬老会

各地区の町会や婦人会等の主催で、地域敬老会を開催します。なお、町会等が敬老会を実施する際に、お祝品の一部を助成しています。

備蓄倉庫(5か所)が

まもなく整備されます

大地震が発生すると、交通機関の破壊等によって一時的に物不足がおこり、食料や生活必需品が不足することが予想されます。

そのため、最低限必要な食料やその他の物資を区内に5か所建設する計画を策定し、今までに4か所が

生活必需品を、災害発生に備えて蓄えておくことが必要です。

そこで、区では昭和48年度から備蓄倉庫を区内に5か所建設する計画を策定し、今までに4か所が

完成しています。もう1か所は現在建設中です。

備蓄物資はどんなもの？
現在、倉庫に備蓄されている物資は左表のとおりですが、災害時の食料については8万5千人分を備蓄し、乳児用粉乳については近く薬剤師会とランニングストック協定を結ぶ計画です。

このように区でも食料や生活必需品を備蓄していますが、地震によってさらされる被害の特殊性を考慮すると、区で備蓄している物資だけで十分とはいえません。皆さんのご家庭でも、2〜3日分の食料や水、その他生活必需品を備蓄されるようお願いいたします。

備蓄倉庫設置場所

名称	所在地	規模
要町備蓄倉庫	要町1-59 (西池袋平橋所地下)	鉄筋コンクリート 335.8㎡地下
西池袋備蓄倉庫	西池袋3-20-1 (西池袋公園内)	鉄筋コンクリート 221.6㎡2階建
西巣鴨備蓄倉庫	西巣鴨3-17-1 (大塚中学校内)	鉄筋コンクリート 205.5㎡2階建
高田備蓄倉庫	目白1-1-1 (高田中学校内)	鉄筋コンクリート 220.0㎡2階建
駒込備蓄倉庫(建設中)	駒込2-2 (都営住宅1階)	鉄筋コンクリート 244.0㎡

備蓄品目概要

品名	数量	備考
毛	6,000枚	
ゴザ	0枚	
蚊帳	85,000室	
乾パン	45,000袋	
粉乳	2,250箱	
補乳	2,250本	
ポリタンク	400個	
ろ	10台	学校配備42台
ローソク	4,508個	
ソーナライシ	30缶	
サクラ	1,200反	
包	240巻	
三	1,200枚	
テ	8張	
担	12台	
ガソリンタンク	10個	
ラジオ	4,200台	
電	56台	拠点配備18台
照明	100組	149組
炊	25台	
炊	10台	学校配備42台
炊		
炊		
炊		

品名	数量	備考
毛	2,000枚	要町備蓄倉庫
ゴザ	2,000枚	
乾	50,048袋	



児童扶養手当が増額されます
特別児童扶養手当

お問い合わせ・ご相談は児童課児童給付係☎2715まで。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額が引き上げられます。児童手当(日本国籍がない場合は特別手当)は、住民税所得割がない世帯の場合に増額されます。

△手当の種類▽

区内に住所があり、つぎの児童を扶養している方に、それぞれの手当が支給されます。

〔都・区の制度〕

◇育成手当

父または母が死亡・廃疾(身体障害者手帳では1・2級程度)・離婚・1年以上遺棄または拘禁・生死不明・母が婚姻によらない等の状態にある、義務教育終了前の児童を対象に支給されます。

◇障害手当

20歳未満で、心身に障害があるつぎの児童を対象に支給されます。

▽精神薄弱で「愛の手帳」1・2・3度の児童

▽身体障害で「身体障害者手帳」1・2級の児童

▽属性マヒまたは進行性筋萎縮症の児童

◇特別手当

国の児童手当に、該当しない方

(日本国籍がない等)で、18歳未満の児童を3人以上扶養している場合、その3人目以降の義務教育終了前の児童を対象に、支給されます。

△支給の制限▽

つぎのようなときは、手当を受けられません。前年の所得が「下表」の限度額以上であるとき。

〔都・区の制度〕

◇児童手当

18歳未満の児童を3人以上扶養している方で、その3人目以降の義務教育終了前の児童を対象に支給されます。(公務員等の児童手当は、勤務先に支給されます)

◇特別児童扶養手当

18歳未満で、心身に障害があり障害を有する児童を含むで、父母が離婚・父が死亡・廃疾・生死不明・1年以上遺棄または拘禁母が婚姻によらない等の状態にある児童を対象に支給されます。

▽精神薄弱で「愛の手帳」1・2・3度程度の児童

▽身体障害で「身体障害者手帳」1・2・3級および4級の1部程度の児童を対象に支給されます。

◇愛育手当

区内に住所があり、幼稚園・保育園・児童福祉施設等に入园または入所しないで、家庭で養育している4・5歳児(昭和48年4月2日から50年4月1日生まれ)を扶養している保護者に支給されます所得制限はありません。

〔豊島区の制度〕

◎児童手当(または特別手当)に該当する児童が、障害児・遺児であるときは、障害手当・育成手当も受けられます。

また、これらの手当に該当する児童が(特別)児童扶養手当の支給要件に適合している場合は、それぞれの手当を受けられます。

◎手当の支給は、申請された月の翌月分からです。

△手当の額と手続き▽

児童扶養手当は国民年金(障害者年金・老齢福祉年金を除く)・厚生年金保険・恩給などの公的年金の給付を受けているとき、児童が社会福祉施設に入所しているとき。

△手当の額と手続き▽

前年の所得が「下表」の限度額以上であるとき。

〔都・区の制度〕

◎児童手当

18歳未満の児童を3人以上扶養している方で、その3人目以降の義務教育終了前の児童を対象に支給されます。(公務員等の児童手当は、勤務先に支給されます)

◇特別児童扶養手当

18歳未満で、心身に障害があり障害を有する児童を含むで、父母が離婚・父が死亡・廃疾・生死不明・1年以上遺棄または拘禁母が婚姻によらない等の状態にある児童を対象に支給されます。

▽精神薄弱で「愛の手帳」1・2・3度程度の児童

▽身体障害で「身体障害者手帳」1・2・3級および4級の1部程度の児童を対象に支給されます。

所得限度額表(昭和53年の所得) 所得=年間収入-給与所得控除等(又は必要経費等)

※引き続き手当を受けている方は毎年「定時届」を提出することになっていきます。この届を出さない手当を受けられません。○児童(育成)手当は6月現況届(○特別)児童扶養手当は8月所得状況届(届出用紙は郵送済)まだ提出していない方は、すぐ届出てください。

家計簿で豊かな暮らし基礎づくり

昭和54年度全国消費実態調査に協力

この調査は、家計簿に日々の収支を記入していただくことで、消費者の生活に関連する行政などの基礎資料となります。調査期間は9月から11月の3か月間です。調査の内容は、統計上の目的以外には使用されません。8月下旬に調査員が、調査の依頼に訪問いたしますので、ご協力

9月のプログラム

高田児童館 97-6600
5日2時30分「キャンプの思い出」8時19日2時30分「工作教室」好評です。はさみ等の使い方が苦手な子も、ひも結びができない子も、みんな集れ! 29日2時「館内卓球大会」2年の部、3年の部、5年の部に分かれてがんばろう。
南長崎第一児童館 97-3042
12日4時から「盆おどり大会」コンテストもあります。19・26日3時「竹でけん玉を作ろう」参加は申込み制、先着順です。▽毎水曜3時「子供連立委員会開催中」次員募集(5年生以上)▽毎火曜「ローリースケート」スケートボードの日▽毎火曜木曜「レノ」の日▽毎金曜「本の貸出し」▽行事のない土曜「トランプホールの日」
池袋児童館 92-4992
5日「ニコオとミツタカ」のしよぎ教室」しよぎに強くなりたう人集まろう。▽8日「キャンプ思い出会」2時から▽19日2時「オセロ大会」
26日「手づくりおもちゃ」自分で作ったおもちゃで遊ぼう。

80年代の日本経済と企業経営

この調査は、家計簿に日々の収支を記入していただくことで、消費者の生活に関連する行政などの基礎資料となります。調査期間は9月から11月の3か月間です。調査の内容は、統計上の目的以外には使用されません。8月下旬に調査員が、調査の依頼に訪問いたしますので、ご協力

高松児童館 97-7420
5日2時30分「大木まつり第一回実行委員会」1日から実行委員募集3年生以上20名まで。▽開館記念行事大木まつり「みこしくりだし」12日2時30分「子どもえんじ」13日1時(券は10時からくります)▽25日2時30分「国際児童年展示会作品作り」▽5日2時30分「のぶたの卓球上達教室」初心者も楽しい人も集まろう。▽10日14日2時30分「うでまえに挑戦」自分だけの紙しばいを作ってみよう。▽毎火曜3時4時「本の日」
重要町第一児童館 97-7397
5日12時26日2時30分、8日29日2時「工作教室」国際児童年展示会作品作り。1日1時30分から参加者受付。▽22日1時30分「ヨロ料理教室」小学校1年生以上17日から受付して先着30名まで。▽毎水曜「本の貸出し」▽毎金曜「なわとび検定」
八丁正「8月31日に予定していた「児童映画会」は都合により30日7時30分に変更になりました。
西巣鴨児童館 910-5417
8日1時30分、開館記念日「いなか祭」出し物人形芝居・店屋(本屋、アケサリ屋、金魚屋、ヨーヨー屋、花屋、オモチャ屋)▽11日から曜日ごとの活動が始まります。毎火曜「お話しの日」毎

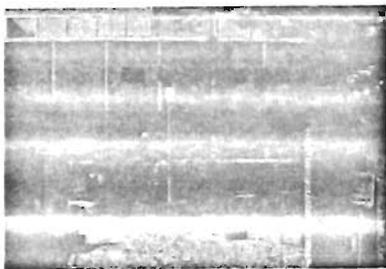
申込み：経済課商工係☎2452で先着順に受け付け。

【前号記載事項の訂正について】8月10日発行の「広報としま」2ページの都市計画道路建設状況のグラフ中、区内合計の面積の内訳、65・1%を63・5%に、8・5%を8・2%に、29・0%を28・3%に、また23区合計の面積の内訳、49・0%を68・9%に、10・0%を7・0%に、41・0%を24・1%に訂正願います。なお、グラフの完成面図は、現道面図を含めて算定したものです。

Table with columns: 子名、子月、支払方法、手続、備考

1. 児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請は4月1日～6月30日まで。2. 児童手当・育成手当・障害手当の申請は4月1日～6月30日まで。

9月6日は区内生鮮食品安売りデー実施日です。のほりの立っている鳥肉・魚・肉・青果の協力店が一斉に安売りをします。ご利用ください。



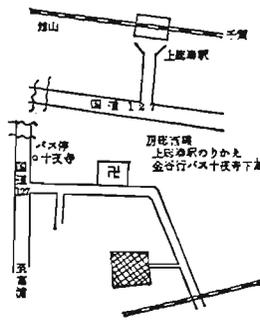
健康学園は偏食・喘息・肥満・身体が弱いなどの児童を対象に、房総半島の恵まれた自然環境の中で規律正しい集団生活を送りながら健康増進と体位向上をめざすところです。家では保母が両親のかわりになって、家族的な雰囲気の中で児童の身のまわりの世話をし、協調性や自主性を養っていきまします。各学年とも一学年20名で区内の小学校と比較すると個人指導が行き届きます。

現在10月11日から始まる昭和54年度後期入園児童を募集しています。お子さんのために、ぜひご利用ください。

▽入園できる児童
区立小学校3年生以上の児童

▽入園期間
10月11日から翌年の3月7日までです。

▽入園手続き



みんななかよく 元気になろう



区立後期入園児童募集

バスハイクとぶどう狩り

△ママの休日▽
日ごろ忙しくレクリエーションの機会が少ないお母さん方をバスハイクとぶどう狩りに無料招待します。

とき：9月23日(日) 午前8時30分
分出发
行先：山梨県東山梨郡勝沼町「紅玉園」

定員：70名

対象：生活保護世帯、母子世帯、児童扶養手当受給世帯等のお母さん方(60歳未満)

申込み：9月5日までに電話で係へ。ただし定員になり次第締切ります。

※なお、やむを得ない場合、児童(小学校6年生まで)の同伴ができます。お弁当は区が用意します。



保健所だより

池袋保健所 987-1171
長崎保健所 957-1191

9月 保健所カレンダー

(受付時間) 午前9:00-10:30 午後1:00-2:30

事業名	曜日	実施日	
		池袋保健所 電・(987)4171代	長崎保健所 電・(957)1191代
一般成人健康相談	毎週水曜日	午前	毎週月曜日 午前
療育相談	月 10, 17日	午後	
乳幼児健康診査 (4か月児)	火 11, 18日	午後	18, 25日 午後
3歳児健康診査	火 25日	午前、午後	4, 11日 午後
ツベルクリン反応検査	4, 11, 18日(火)	午後	12日(木) 午前
成人歯相談	5, 19日(木)	午後	7, 21日(土) 午後
母子健康相談			26日 午前
産婦健康診査	木 13, 20日	午後	20, 27日 午後
乳幼児健康診査に伴う 母親の相談健診	13, 20日(木)	午後	18, 25日(火) 午後
結核予防接種(BCG)	13, 20日(木)	午後	14日(金) 午前
3歳児心理相談	木 27日	午前、午後	6, 13日 午後
3歳児歯科健康診査	木 27日	午前、午後	6, 13日 午後
歯科衛生相談室	毎週水曜日	午前	毎週火曜日 午前
精神衛生相談	金 7, 21日	午後	14, 28日 午後
母親学級	7, 14, 21, 28日(土)	(1:00-3:00)	5, 12, 19, 26日(木)
風俗反体検査 (電話予約者のみ)	5, 19日(木)	午前	10日(月) 午前

○赤ちゃんと生まれたら……「出生通知書」を必ず保健所へ……。

○犬のふんは飼い主が責任をもって始末しましょう——散歩のとき忘れず。

▽母子健康相談
▽池袋保健所
▽所内
9月3日 1時30分～2時30分

▽所外
9月13日 午前9時30分～11時
高田児童館(高田3の25の15)

▽池袋保健所
▽対象：管内在住の昭和53年3月生まれの方
日理：9月7・14・21日(金)
午前9時～10時30分
※長崎保健所は9月は実施せず。

成人病検診のお知らせ

▽対象：満65歳以上の区民の方
(大正4年3月31日以前生)

▽実施期間：9月1日～10月31日

▽実施医療機関：豊島区内の指定医療機関(受診券と医療機関一覧表をお送りします)

▽申込方法：対象者全員に受診券をお送りします。(ねたきりや訪問診査を希望される方は保健係へお申込みください)

▽子・ガン検診
▽対象：豊島区民で満30歳以上の婦人の方。

▽実施期間：9月1日～10月31日

▽注意：町会等依頼しました回覧には10月20日までとなっておりますが月末31日まで延長します

▽実施医療機関：豊島区医師会所属の産婦人科病院(申込みの際の一覧表をお渡しします)

▽申込方法：はがきか直接に保健係へお申込みください。
(住所・氏名・生年月日・電話番号をお知らせください)

▽胃ガン検診
▽対象：区民で30歳以上の方。

▽実施期間：年間を巡して実施しています。

▽実施医療機関：豊島区医師会臨牀検査センター

台風シーズンせまる
看板類の再点検を

△申込方法：保健係または各出役所に備えつけの「申込書」に所要事項を記入のうえ臨検センター宛各自郵送してください。折り返し検診日をお知らせします。

▽くわしいことは業務課保健係(2531)へ。

△申込方法：保健係または各出役所に備えつけの「申込書」に所要事項を記入のうえ臨検センター宛各自郵送してください。折り返し検診日をお知らせします。

▽くわしいことは業務課保健係(2531)へ。

新たな看板を設置する場合は、東京都の屋外広告業登録業者など信用ある業者に発注されることをおすすめします。

▽広告物は法律により規制されています。危険を防止、美観を守るために正しく掲出しましょう。

設置するうえで不明の点は環境課係(2811)までどうぞ。

戦没者等の遺族に対して特別弔慰金を支給します

次の戦没者等の遺族の方に特別弔慰金(額面12万円6年償還)を支給します。

(1)昭和50年4月1日から54年3月31日までの間に、公務扶助料・遺族年金等の受給権を有している者がいなかった方。

(2)戦没者等が旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する内閣総理大臣の定める者(旧陸海軍部内の判任文官等)であって当該戦没者等に係る公務扶助料の受給権を有している者がいなかった方。

▽詳細は福祉課管理係(2622)までどうぞ。

